



收文第184号

平23・5・16

人 事 課

2011年5月16日

門真市長 園部 一成様

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄



要 求 書

2011年夏季・一時金要求などについて、下記のとおり要求します。

記

1. 夏季一時金については、期末手当として3.07カ月プラス37,000円を支給すること。
2. 「役職段階別加算制度」については、新たな職務・職階による「見直し」は行わずただちに廃止し、全職員一律10%支給に改めること。
3. 「給与構造改革」による査定昇給の導入は、公務の公平性・中立性を損ない、職場に差別と分断を持ち込む重大な問題であり、導入しないこと。
4. 「民間調査比較対象事業所規模」の引き下げについては「民間準拠」を口実とした水準以下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院への働きかけを行うこと。
5. 臨時職員や嘱託職員など非正規職員の賃金・労働条件については、正規職員との格差の是正にむけ具体的な措置を講じること。10人勧にもとづく全ての非正規職員を対象とした育児休暇、介護休暇を制度化すること。
6. 職員が、震災などいかなる事態にも、自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、市民のために健康で働くよう、必要な人員を正規職員として引きつづき計画的に採用すること。
7. 地域手当については、早急に15%を支給すること。
8. 過労死防止のためにも、超過勤務手当の支給率の引き上げ措置は45時間以上を対象にすること。
9. 夏季休暇については、10日間とすること。
10. 政府・総務省、大阪府市町村課の財政制裁をテコにした地方自治への不当な介入・干渉には毅然と対処し、地方自治を擁護すること。

以上